

平成23・06・06産局第1号

環水大総発第110609001号

平成23年6月10日

各都県・指定都市・中核市

環境担当部（局）長 殿

（東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内に限る）

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室長

環境省 水・大気環境局 総務課長

東日本大震災の影響により今夏の電力の供給が過小となるおそれのある工場に設置される移動用自家発電設備に係る特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の適用について

東日本大震災により、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内の今夏の電力供給力が大幅に減少し、これによって生じる大きな需給ギャップに対処するため、需給両面の抜本的な対策を講じなければならない状況にある。

このような状況にかんがみ、両管内に一時的に設置する移動用自家発電設備について、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）の適用についての相談又は届出があった場合は、下記のとおり対応されたい。

記

1. 東日本大震災の影響により、東京電力株式会社及び東北電力株式会社の管内で今夏に電力の供給が不足するおそれのある既存の工場が一時的に移動用自家発電設備を設置する場合であって、当該移動用自家発電設備の設置により、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第8条に規定する公害防止管理者の選任ができない場合にあっては、今夏の電力需給対策の実施期間中に限り、当該移動用自家発電設備を、昭和46年10月15日付け46保局444号「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について」5(1)において定めた公害防止管理者の選任要件となる排出ガス量の算定除外とすることができる。
2. 上記1.において、当該移動用自家発電設備を公害防止管理者の選任要件となる排出ガス量の算定除外とする場合にあっても、法の趣旨を踏まえ、当該事業者においては、法の遵守、特に法第4条第1項第1号に掲げる業務の遂行のための最大限の努力を行うこと。

以上